

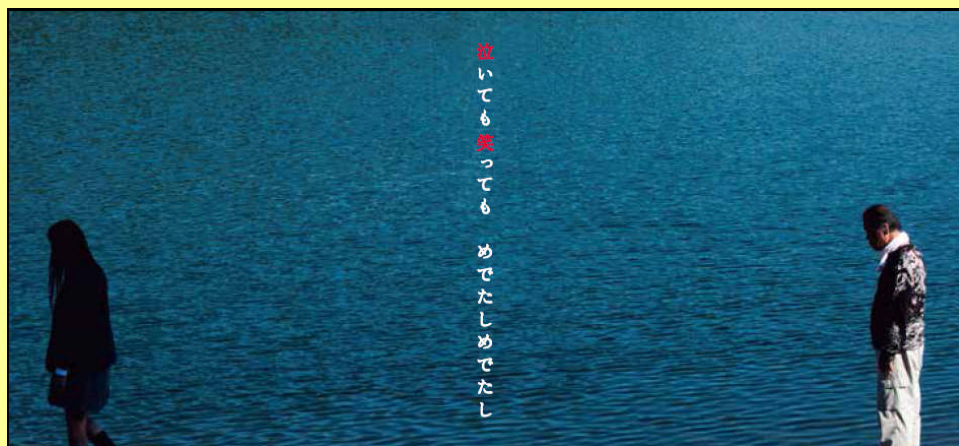
## 新 着 情 報

広

報

## 優良映画の推奨

東京都では、事業者から申請された「じんじん」を「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、優良映画として推奨しました。



(C) 2013 『じんじん』制作委員会

- 内容 主人公は、宮城県・松島に住む大道芸人（銀三郎）で、気ままな独り身で芸人仲間から愛されるお調子者である。決まり事といえば、北海道で幼なじみが営む農場を手伝うことのみで、会社員だったときに別れた妻と娘にもそれっきり会っていない。

そんなある年、農場にいくと都会から農業研修で来ていた女子高生たちと一緒にいる。

いがみ合いながらも距離を縮める銀三郎と女子高生たちだったが、ただひとりの少女だけは心を開かない。やがて農業研修は終わりに近づき、彼女はそっと打ち明けるのだった・・・。

- 出演者 大地康雄、佐藤B作、中井貴恵ほか
- 公開 シネマート新宿 7月13日（土）よりロードショー
- ホームページ <http://www.jinjin-movie.com/>
- 映画ポスター（B2サイズ）の配布について  
ポスターを希望される方は、平成25年7月5日（金曜日）までに、下記へご連絡ください。

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課  
電 話 03-5321-1111（内線21-749）

YOUNSMILE

平成25年5月号  
No. 10

「だいじょうぶだよ」と絵本がいった



# 条例相談コーナー

～「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の説明～

東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下条例と記載）では、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることをその目的としております。

条例は、全6章で構成されており、第3章の4「インターネット利用環境の整備」において、4つの条文を設け、その中で、保護者の責務についても規定しております。

以下、保護者の責務についてその一部を紹介しますので、子供のインターネットの利用状況を把握し、例えば、子供のインターネットの使用時間、使用場所の制限などを定めるなどの「家庭内でのルール」をつくるにあたり、参考にさせていただければと思います。

Q

インターネット利用環境の整備について、保護者の責務を説明してほしいのですが……。

A

1 条例第18条の8第1項において、保護者は

- フィルタリングの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努める
  - 青少年がインターネットを利用して違法又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握して管理するように努める
- という責務が規定されております。

※「違法な行為」としては、例えば、脅迫メールの送信、わいせつ画像をインターネット上に掲載するなどの行為が挙げられます。

※「自己に対し有害な行為」としては、インターネット上に援助交際の相手方を募るためのメッセージや自分の裸の画像を掲載したり、SNSを通じて知り合った者と安易に実際に会うなど、自分が犯罪の被害に遭うきっかけになるような行為が挙げられます。

※「他人に対し有害な行為」としては、例えば、特定の者をいじめるために執拗にメールを送りつけるなどの行為が挙げられます。

※ 保護者は、青少年がインターネットを利用して上記行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を把握し、的確に管理するように努めなければなりません。

2 条例第18条の8第2項において、保護者についても、インターネットの利用に関する青少年の判断能力の育成を図るため、自らインターネット利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について理解し、家庭において、青少年と一緒にインターネット利用のルールづくりをするなどして、適正な利用の確保に努めるという責務が規定されております。

利用場所や時間等、家庭の状況に応じたルールづくりをしましょう。

## 東京都議会議員選挙のお知らせ

- 投票日 平成25年6月23日（日）
- 期日前投票 平成25年6月15日（土）から22日（土）まで

東京都選挙管理委員会

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課  
連絡先 03-5388-3169  
条例・規則の全文等につきましては、  
東京都青少年課ホームページをご参照ください。

東京都青少年課

検索